

児童虐待防止対策に関する副大臣等会議の開催について

1. 児童虐待相談の対応件数の増加や多数の重篤な児童虐待事例があることに鑑み、政府全体として関係省庁が連携して効果的な児童虐待防止対策を構築するため、児童虐待防止対策に関する副大臣等会議（以下「副大臣等会議」という。）を平成 26 年 8 月 29 日に開催。
2. 副大臣等会議の構成員は以下の通り。
議 長 内閣官房長官が指名する内閣官房副長官
構成員 少子化対策を担当する内閣府副大臣
 総務大臣の指名する総務副大臣
 法務大臣の指名する法務副大臣
 文部科学大臣の指名する文部科学副大臣
 厚生労働大臣の指名する厚生労働副大臣
 警察庁次長
3. 対応方針
副大臣等会議で確認された対応方針は以下の通り。
 - (1) 厚生労働省を中心に、実効的な児童虐待防止対策の構築に向けた検討に着手するとともに、児童虐待防止対策について関係省庁が連携して対策を強化すること。
 - (2) 居住実態が把握できない児童について、政府一体となって全力で把握に努めること。
 - (3) 年内を目途に一定のとりまとめを行うこと。